

## 最低賃金が改定されました

労働者委員 東 健一郎

7月より鹿児島県労働委員会の労働者委員を務めることになりました。これまではどちらかというと労側に寄り添いがちでしたが、双方の話をよく聞き、労使間でより良い関係が築けるよう努めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

鹿児島県の最低賃金が10月3日3円引き上げられて時給793円となりました。

それに先立ち8月7日、鹿児島県地方最低賃金審議会は鹿児島県の最低賃金を793円に改定するよう答申しています。

例年、中央最低賃金審議会が改定の「目安」を示すところ、新型コロナウイルス感染拡大による経済悪化の影響もあり引き上げ額の「目安」を示さず、「現行水準維持が適当」としながら、地方審議会に対し「地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることが適当」と委ねる中、3円とはいえ増額となりました。

報道によると、審議会会長が「中央の目安が示されない中で、雇用と労働者の暮らしの両方を考えた。地域間格差も考慮せねばならず難しい進行だった。」と振り返ったとあり、審議会の皆さんに敬意を表したい。

とはいえ、東京の最低賃金は昨年を据え置いたものの1,013円と鹿児島との差は220円、これは時間給であり、日額、月額に換算すれば格差はあまりにも大きい。

2010年から3年間この審議会の議論に参加したことがある。公益委員、労働者と使用者の代表各5人の15人で7月から8月にかけて複数回の審議を行う。もちろん年間を通じて各側は様々な指標を収集し、この審議会に臨んでいる。

当時は金融危機に端を発した世界同時不況が電機や自動車など輸出企業の業績を直撃、雇用不安が高まり、2010年1月には日本航空が経営破綻、家畜伝染病の口蹄疫が発生、全国に猛威を振るった年である。

鹿児島でも大手企業の工場撤退が相次ぎ、当時発表された「県内景況」によると「生産活動や個人消費の一部に明るさがみられるものの、雇用回復のテンポが遅く、観光関連も低調に推移するなど、全体として厳しい状態が続いている。」と毎月の書き出しにあります。

最低賃金も2009年まで10円を大きく下回る答申が続き、2010年の審議会は「このような情勢で1円でも引き上げれば中小企業は軒並み倒産する。」といわれた中での審議でした。

幸い公労使委員の鹿児島の経済を立て直すという気持ちが一致し、前年を12円上回る642円で決着した時には胸をなでおろしたのを覚えています。

この 10 年で最低賃金は 151 円増加しましたが、この賃金で 1 日 8 時間、月 25 日働いても一時金がなければ年収は 200 万円を下回ります。

コロナ禍が 1 日も早く終息し、経済が回復し、雇用不安がなくなり、最低賃金が 1,000 円を上回る日が来るのを夢見ています。